

各種ローン証書貸付 保証委託約款（富山保証サービス㈱）（新旧対比表）

（下線部分が改訂箇所）

改訂前	改訂後
<u>申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下、「金融機関」という）との表記金銭消費貸借契約（以下、「金銭消費貸借契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを保証会社に委託します。</u> 第1条（保証委託）（略） <u>第2条（保証料の支払い及び返還等）</u> 1. <u>申込者は、保証料一括前払いの場合、保証会社に対し、保証会社所定の保証料を、金融機関を通じて支払うものとします。この場合、申込者は、保証委託の期間が延長となったときは、保証会社に対し、追加の保証料を、保証会社所定の方法により支払うものとします。</u> 2. <u>申込者は、金銭消費貸借契約に従い遅滞なく返済を履行し、かつ、約定返済期間の途中で残債務全額を繰上返済したときは、前項により支払った保証料のうち保証会社所定の計算方法による未経過保証料の返還を保証会社に請求できるものとします。この場合、申込者は、当該返還保証料から保証会社所定の振込手数料が差引かれること、保証会社所定の時期及び方法により返還されることに同意します。</u> 3. <u>申込者は、前項に定める場合を除き、保証会社に支払った保証料の返還を請求できないものとします。</u> <u>以下、条項繰り下げ</u> 第3条（保証債務の履行）（略） 第4条（求償権の事前行使） 1. 保証会社は、<u>申込者又は連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。</u> <u>(1)～(5) （略）</u> <u>(6) 第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したと</u>	<u>私は、次の各条項を承認の上、私が株式会社富山銀行（以下、「銀行」という）との金銭消費貸借契約により、銀行に対して負担する債務について連帯保証することを富山保証サービス株式会社（以下、「保証会社」という）に委託します。</u> （以下、「申込者」を「私」、「金融機関」を「銀行」に変更する。） 第1条（保証委託）（略） （削除） 第2条（保証債務の履行）（略） 第3条（求償権の事前行使） 1. 保証会社は、<u>私または連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使できるものとします。</u> <u>①～⑤ （略）</u> <u>⑥ 第9条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、</u>

改訂前	改訂後
き、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき <u>(7)～(8)</u> (略) 2. (略) <u>第5条</u> (求償権の範囲) <u>申込者は</u>、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し、<u>保証会社が富山保証サービス株式会社</u>のときは年14.0%、<u>保証会社が株式会社オリエントコーポレーション</u>のときは年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。 <u>第6条～第9条</u> (略) <u>第10条</u> (反社会的勢力の排除) 1. 申込者及び連帯保証人は、<u>申込者</u> (申込者が法人にあってはその代表者含む) 又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下、これらを「暴力団員等」という) に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 2. (略) 3. <u>申込者又は連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合</u>、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、<u>又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u>、保証会社は直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。 (略) <u>第11条</u> (費用の負担) <u>申込者は</u>、保証会社が被保証債権保全のために要した費用および、<u>第3条また</u>	もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき <u>⑦～⑧</u> (略) 2. (略) <u>第4条</u> (求償権の範囲) 私は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し<u>年14.0%</u>の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。 <u>第5条～第8条</u> (略) <u>第9条</u> (反社会的勢力の排除) 1. <u>私および連帯保証人は</u>、<u>私または連帯保証人が</u>、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資金凍結等の対象として指定する者</u>、その他これらに準ずる者 (以下、これらを「暴力団員等」という) に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 2. (略) 3. <u>私または連帯保証人が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し</u>、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、<u>または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u>、保証会社は直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。 (略) <u>第10条</u> (費用の負担) <u>私は</u>、保証会社が被保証債権保全のために要した費用および、<u>第2条または</u>

改訂前	改訂後
<u>たは第4条</u>によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。 <u>第12条</u>（連帯保証） 1～3（略） ① 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して<u>第5条</u>の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。 ② 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき<u>金融機関</u>に提供した担保の全部について保証会社が銀行に代位し、<u>第5条</u>の金額の範囲内で銀行の有していた一切の権利を行使することができます。 ③ （略） 4.（略） <u>第13条</u>（管轄裁判所の合意） <u>申込者及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかににかかわらず、申込者及び連帯保証人の住所地、金融機関又は保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。</u> <u>第14条</u>（契約の変更）（略） <お問い合わせ窓口> （略） <u>株式会社オリエントコーポレーション</u> <u>お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 TEL03-5275-0211</u>	<u>第3条</u>によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。 <u>第11条</u>（連帯保証） 1～3（略） ① 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して<u>第4条</u>の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。 ② 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき<u>銀行</u>に提供した担保の全部について保証会社が銀行に代位し、<u>第4条</u>の金額の範囲内で銀行の有していた一切の権利を行使することができます。 ③ （略） 4.（略） <u>第12条</u>（管轄裁判所の合意） <u>私および連帯保証人は、本契約について訴訟の必要が生じた場合には、訴額等のいかににかかわらず、銀行または保証会社の本社、各支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。</u> <u>第13条</u>（契約の変更）（略） <お問い合わせ窓口> （略） <u>（削除）</u>